

大阪府営業時間短縮協力金支給規則を公布する。

令和三年二月八日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第五号

大阪府営業時間短縮協力金支給規則

(目的)

第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十四条第九項の要請（以下「要請」という。）に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を対象とした、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止及び当該事業者の事業の継続に資するための営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他協力金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、協力金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和三年一月十五日以後に事業を営まなくなった者を含む。以下同じ。）に対し、協力金を支給するものとする。

一 令和三年一月十四日から同年二月七日（同年一月十五日から同年二月七日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において事業を営まなくなった場合にあつては、事業を営まなくなった日の前日。以下この条において同じ。）までの全ての期間において府の区域内に施設を有していたこと。

二 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。）を受けていたこと。

三 申請施設について、令和三年一月十四日以前から同年二月七日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業を継続していた（申請施設において直ちに営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。

四 申請施設について、令和三年一月十四日又は同月十八日から同年二月七日までの全ての期間において次のイからハまでのいずれかの措置を講じたこと。

イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設（以下「遊興施設」という。）の営業時間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあつては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。

ロ 施設（遊興施設を除く。）において飲食をさせる役務の提供に係る営業時

間を午前五時から午後八時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあっては、その提供を午前十一時から午後七時までの間とすること。

ハ 直ちに営業を開始することができる状態で休業すること。

五 申請施設について、令和三年一月十四日（前号イからハまでのいずれかの措置を同日後に講じた事業者にあつては同月十八日）から同年二月七日までの全ての期間において、申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守するとともに、知事が別に定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー（感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを誓約した事業者に知事が交付する標章をいう。）を掲示していたこと。

六 次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 宗教上の組織又は団体

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ニ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

（協力金の額）

第三条 協力金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令和三年一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百五十万円

二 令和三年一月十八日から同年二月七日までの全ての期間において申請施設の営業時間の短縮又は休業を行った場合 申請施設一箇所につき百二十六万円

三 令和三年一月十四日から同月十八日までのいずれかの日から申請施設の営業時間の短縮又は休業を行い、同年二月七日までに当該申請施設において事業を営まなくなった場合 申請施設一箇所につき六万円に同年一月十四日（営業時間の短縮又は休業を開始した日が同月十五日から同月十八日までのいずれかの日である場合にあっては、同月十八日）から当該申請施設において事業を営まなくなった日の前日までの日数を乗じて得た額

（協力金の支給の申請）

第四条 協力金の支給を受けようとする事業者は、知事に対し、その定める期日までに、知事が別に定める書類を提出することにより、又はインターネットを利用することにより、申請しなければならない。

(協力金の支給の決定等)

第五条 知事は、協力金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、協力金を支給すべきものと認めるときは、協力金の支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、協力金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の支給の決定をするものとする。

3 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による支給の決定をした事業者に係る情報のうち、申請施設の名称及び所在地に関する情報を公表することがある。

(協力金の支給の決定の通知)

第六条 知事は、協力金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、協力金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第七条 知事は、協力金の支給の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の支給の決定を取り消すものとする。

一 第二条第一号から第五号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く)。

二 支給の決定をした日において、第二条第六号イに該当していたことが判明したとき(第五号に掲げる場合を除く)。

三 第二条第六号ロからホまでのいずれかに該当することとなったとき又は第四条の申請をした当時に第二条第六号ロからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

四 第二条第六号ニ及びホに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたとき。

五 第四条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 知事は、事業者の責めに帰すべき事由により、知事が定める期日までに協力金の支給ができなかったときは、協力金の支給の決定を取り消すことがある。

3 前条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。
(協力金の返還)

第八条 知事は、協力金の支給の決定を取り消した場合において、既に協力金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 協力金の返還に係る費用については、事業者の負担とする。

(違約金及び延滞金)

第九条 事業者は、第七条第一項の規定による取消し（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する場合に限る。）に関し、協力金の返還を命ぜられたときは、協力金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならぬ違約金の額は、協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

3 事業者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならない。

4 第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年じゆんねんの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

5 前条第二項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。
(適用除外)

第十条 協力金に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八十五号）の規定は、適用しない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。